

広島県告示第六百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、三次市の区域のうち、次の表に掲げる字の区域を廃止する旨、三次市長から届出があつた。

平成二十年八月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

町		字			地番	
南畑敷町		大成	上掛原	中畦	高峰	二八二の七、二八二の二二 二八三の六、二八三の一五、二八五の五二
						三〇〇 二八六の二二、二八六の五九、二八六の六〇、二八六の六一、二八六の六二、二八六の六三、二八六の六六、二八六の七三、二八六の八四、二八六の八五